

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

出雲市「豊かな汽水域・豊かな海」再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

島根県出雲市

3 地域再生計画の区域

出雲市の区域の一部(出雲地区、平田地区、大社地区、湖陵地区、佐田地区及び多伎地区)

4 地域再生計画の目標

出雲市は島根県の東部に位置し、北部は国引き神話で知られる島根半島、中央部は出雲平野、南部は中国山地で構成され、古くから神話の舞台として登場してきた地域である。人口146,981人(平成17年4月1日現在)、面積543.4平方キロメートルで、中国山地に連なる南部の森林に堪えられた水は、斐伊川、神戸川という山陰でも有数の河川により平野をつくり、宍道湖、神西湖や日本海に注ぎ、豊かな汽水域、豊かな海を育てています。

豊かな水環境は、生活様式の変化と人口の集中のなかで、斐伊川、宍道湖、神西湖ともに水質汚濁がなかなか改善しない状況にあり、島根県で策定した宍道湖水質管理計画、神西湖水質管理計画とともに計画より改善目標の達成が遅れています。

水環境の改善は住環境を囲む出雲平野の水田はもちろんのこと、ぶどうなどの果樹の生産地域としてのイメージアップにも貢献することはもとより、市町村合併により誕生した島根県の中心地域のひとつとしての新出雲市を污水处理施設が整備された住環境と、汽水域に囲まれた豊かな清浄な水環境を資源のひとつとした観光地域としての魅力を大きくするものです。

具体的には出雲の豊かな自然資源の活用と水と森の空間整備として「水と森のまると自然館事業」を計画しています。この計画は園の長浜など美しい豊かな海岸線を活かした海洋レジャー施設等の整備により、質の高い保養、レジャー空間をつくるとともに、宍道湖・神西湖周辺及び斐伊川・神戸川流域、緑豊かな森林等について癒しの場として水と森の空間整備を目的とするものです。

こうした中で、污水处理施設の整備による生活排水対策は豊かな水環境の改善、住民の快適な暮らしの実現、観光の振興のためには、不可欠な事業です。

生活排水を処理するために昭和55年度からは市の中心部で公共下水道事業を、昭和56年度からは中心部周辺の農村地域で農業集落排水事業を、昭和53年度からは海岸部の漁村地域で漁業集落排水事業を、平成元年度からは浄化槽の個人設置型事業を、平成10年度からは浄化槽の市町村設置型事業を展開し、平成16年度末の污水处理人口普及率の見込みは、約59%にまで達したものの依然低迷している状況です。

このため、污水处理施設整備を一層促進し、水環境・住環境の改善、観光の振興を促進するために豊かな汽水域・豊かな海の再生をめざします。

(目標1) 污水处理施設の整備の促進(污水处理人口普及率を約59% 約72%に向上)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

水環境の改善及び汚水処理施設の整備が遅れている地域住民への快適な暮らしの実現をするために、公共下水道、漁業集落排水施設、浄化槽の市町村設置型、浄化槽の個人設置型を整備する。

公共下水道は市中心部の公共下水道事業認可区域内を整備する。このエリアは、平成17年度公共下水道事業の変更認可区域を含めた計画としているので、現在の事業認可区域とは異なる。このため、新しい区域は事業認可取得後、実施することとする。

漁業集落排水施設は平田地区漁村地域を整備する。

浄化槽の市町村設置は、公共下水道事業認可区域外、農業集落排水事業区域外、漁業集落排水事業外で集合処理よりも比較検討の結果、個別処理が有利となった区域において整備する。

浄化槽の個人設置型は公共下水道事業認可区域外、農業集落排水事業区域外、漁業集落排水事業区域外、浄化槽の市町村設置型の区域外で汚水処理施設の整備が遅れている区域を整備する。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

[事業主体]

・いずれも出雲市

[事業区域]

- ・公共下水道 出雲市出雲地区、平田地区、大社地区、湖陵地区、平田地区河下
公共下水道事業認可区域内
- ・漁業集落排水施設 出雲市平田地区坂浦、塩津、釜浦の3地区
- ・浄化槽(市町村設置型) 出雲市出雲地区、平田地区、大社地区、湖陵地区、佐田地区、
多伎地区 公共下水道事業認可区域外、農業集落排水事業区
域外、漁業集落排水事業区域外
- ・浄化槽(個人設置型) 出雲市出雲地区、平田地区、大社地区、湖陵地区、多伎地区
公共下水道事業認可区域外、農業集落排水事業区域外、
漁業集落排水事業区域外、浄化槽(市町村設置型)区域外

[事業期間]

- ・公共下水道 平成17年度～平成21年度
- ・漁業集落排水施設 平成18年度～平成21年度
- ・浄化槽(市町村設置型) 平成17年度～平成21年度
- ・浄化槽(個人設置型) 平成17年度～平成21年度

[整備量]

- ・公共下水道 75～ 450 116,929m、 処理場1箇所
- ・漁業集落排水施設 50～ 150 4,425m、 処理場3箇所
- ・浄化槽 2,588基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道 出雲市出雲地区、平田地区、大社地区、湖陵地区、平田地区河下
で約14,300人

漁業集落排水施設 浄化槽(市町村設置型)	出雲市平田地区坂浦、塩津、釜浦の3地区で約600人 出雲市出雲地区、平田地区、大社地区、湖陵地区、佐田地区、多 伎地区で約3,100人
浄化槽(個人設置型)	出雲市出雲地区、平田地区、大社地区、湖陵地区、多伎地区で約 5,300人

[事業費]

公共下水道	事業費11,459,000千円(うち、交付金5,742,000千円) 単独事業費6,638,000千円
漁業集落排水施設	事業費 850,000千円(うち、交付金 425,000千円) 単独事業費 36,598千円
浄化槽(市町村設置型)	事業費 1,039,911千円(うち、交付金 346,637千円)
浄化槽(個人設置型)	事業費 661,746千円(うち、交付金 220,582千円)
合計	事業費14,010,657千円(うち、交付金6,734,219千円) 単独事業費6,674,598千円

参考 公共下水道事業認可経緯

出雲地区 流域関連公共下水道事業

当初 昭和56年3月20日都市計画決定、下水道法・都市計画法事業認可
最終 平成15年12月26日下水道法・都市計画法事業認可

平田地区 流域関連公共下水道事業

当初 昭和59年6月13日都市計画決定
昭和59年7月28日下水道法事業認可
昭和59年8月3日都市計画法事業認可
最終 平成14年5月17日下水道法・都市計画法事業認可
特定環境公共下水道事業(河下)

当初 平成16年9月22日下水道法事業認可

大社地区 流域関連公共下水道事業

当初 昭和56年12月16日都市計画決定
昭和57年5月17日下水道法事業認可
昭和57年6月8日都市計画法事業認可
最終 平成14年4月24日下水道法事業認可
平成14年5月7日都市計画法事業認可

湖陵地区 流域関連公共下水道事業

当初 昭和61年4月2日都市計画決定
昭和61年9月9日下水道法事業認可
昭和61年9月16日都市計画法事業認可
最終 平成14年8月5日下水道法事業認可
平成14年8月16日都市計画法事業認可

漁業集落排水施設

塩津地区 漁業集落環境整備事業

平成17年4月14日に、事業採択の通知を国より受けている。

釜浦地区 漁業集落環境整備事業

平成17年4月14日に、事業採択の通知を国より受けている。

坂浦地区 漁業集落環境整備事業

平成17年度中に、事業採択の通知を国より受ける予定である。

5 - 3 その他の事業

- 公共下水道事業(居住環境改善下水道)・・・昭和55年度から市の中心部を整備
- 漁業集落排水事業・・・・・・・・・・・・昭和53年度から漁村地域を整備
- 浄化槽設置整備事業・・・・・・・・・・・・平成元年度から污水处理施設の整備が遅れている区域を整備
- 浄化槽市町村整備推進事業・・・・・・・・・・・・平成10年度から集合処理よりも比較検討の結果、個別処理が有利となった区域において整備
- 水と森のまると自然館事業・・・・・・・・・・・・従来より継続して海洋レジャー施設等や水と森の空間整備
- 街なみ環境整備事業・・・・・・・・・・・・従来より継続して出雲大社周辺の質の高い街なみを形成

6 計画期間

平成17年度～平成21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。

なお、整備された污水处理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われていることについて、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査等を把握し、必要に応じて市に対して適切な措置をとるように提言する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

污水处理施設整備計画については、最新のデータに基づいて施設計画を再検討したものであり、既存の「島根県污水处理施設整備構想」(都道府県構想)に掲載された計画とは異なる計画としたため、次回の都道府県構想の見直し時に反映することとする。